

2018年4月9日

保護者の皆様

日星高等学校
校長 水嶋純作

警報発令時の臨時休校について

気象の状況による臨時休校の扱いについてお知らせします。

1 午前6時の時点で「舞鶴市」に

大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、津波(大津波)警報・特別警報

のいずれかが発令されている場合は原則として休校としますが、校長の判断により休校としない場合があります。「日星安心メール」で保護者に連絡をいたしますので、ご注意ください。

2 波浪、高潮の警報では休校としません。

3 「舞鶴市」に発令されていなくても、生徒の在住地域に、上記1の警報が発令されている場合で、登下校が危険あるいは交通手段がない(丹鉄、JR 等公共交通機関で、利用している区間が運休の場合)等で困難な場合は、その地域在住の生徒については「公欠」とします。(昨年までは「公欠とする場合がある」としていました。気象状況の変化により変更します。)

4 特殊な事情により (JR など公共交通機関の不通、道路の決壊、冠水などで通学不能など)登校できないときは、担任等の事情確認によって「公欠」扱いとします。

5 上記で休校となった場合は、警報が解除されてもその日の休校措置は解除しません。

6 休校となった場合は、後日回復のための措置をとる事があります。

7 登校後、警報が発令された場合は、途中下校に伴う生徒の安全が確認出来た時点で、下校措置をとることがあります。

※ 警報の発令についてはテレビ・ラジオ等で報道されますが、気象庁の正式な発表を基準としますのでご注意ください。

※ 学校からの緊急連絡は、保護者への「日星安心メール」の一斉配信により行ないますので、登録をしてください。メールの受信が出来ない場合は、あらかじめ担任に連絡をお願いします。

※ 学校への電話による問い合わせはしないでください。